

台風19号による農業用施設、機械等の被災に係る
農業等災害対策補助事業について

このたびの台風19号により被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

台風19号による農業等への被害が甚大であることから国や県による補助事業の発動が想定されます。

現時点では、補助事業の要件等は不明ですが、過去の事業では次に記載の書類等が必要になりますので、準備をお願いします。

- 1 被災状況が分かる写真
施設について被災の全容がわかる遠景、近景を写したもの
機械類については、被災の全容がわかるものに加え型式など仕様の分かるもの。
- 2 被災状況がわかる書類
施設・機械については、修理不能可能が確認できるもの。
- 3 撤去費や資材・機械等の見積書、請求書、領収書
※ 過去の国庫事業においては、自力施行による撤去は補助対象となっておりません
ので、今回も対象にならないと思われます。
- 4 農業共済の加入状況のわかる書類
- 5 消費税の課税区分がわかる書類
※ 課税事業者である場合には除税額で補助金を算出します。

連絡先 産業振興課農政係 TEL 26-9126